

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 自転車等駐車場の附置(第三条—第十二条)
- 第三章 自転車等駐車場の建設奨励(第十三条—第十七条)
- 第四章 雜則(第十八条—第二十条)
- 第五章 罰則(第二十一条・第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車等駐車場の設置を義務づけるとともに民営自転車等駐車場の建設を奨励することにより、自転車等駐車場の整備の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車等 自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。以下同じ。)、原動機付自転車(同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)及び自動二輪車(同法第三条に規定する自動二輪車(側車付きのものを除く。)をいう。以下同じ。)をいう。
- 二 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 三 指定区域 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する近隣商業地域及び商業地域をいう。
- 四 敷地等の場所 施設若しくはその敷地内又は通常の経路により当該敷地に到達するために歩行する距離がおむね百メートル以内である場所をいう。

第二章 自転車等駐車場の附置

(施設の新築の場合の自転車等駐車場の設置)

第三条 指定区域内において、別表第一(ア)欄の用途に供する施設で当該用途に供する部分の床面積(以下「店舗面積等」という。)が同表(イ)欄の規模のものを新築しようとする者は、当該店舗面積等について同表(ウ)欄の基準により算定した台数(当該台数に一台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた台数)以上の自転車等駐車場を当該施設に係る敷地等の場所に設置しなければならない。

- 2 前項の店舗面積等の算定は、規則で定めるところにより行う。
- 3 第一項の規定により算定した自転車等駐車場の台数に対する自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の台数の割合については、規則で定める。

(令三、一二・改正)

(混合用途施設に係る自転車等駐車場の設置)

第四条 指定区域内において、別表第一(ア)欄の二以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)で当該用途ごとの店舗面積等について同表(ウ)欄の基準により算定した自転車等駐車場の台数の合計が二十台以上であるものを新築しようとする者は、その合計した台数(当該台数に一台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた台数)以上の自転車等駐車場を当該混合用途施設に係る敷地等の場所に設置しなければならない。

(令三、一二・改正)

(大規模施設に係る自転車等駐車場の台数)

第五条 店舗面積等が千平方メートル(事務所(規則で定めるものを除く。以下同じ。)にあっては、二千平方メートル)を超える施設(混合用途施設を除く。)の新築については、別表第二(ア)欄の用途に応じ、同表(イ)欄の区分ごとに、同表(ウ)欄の基準によりそれぞれ算定した自転車等駐車場の台数を合計した台数(当該台数に一台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた台数)を、当該施設に係る第三条の自転車等駐車場の台数とみなして、同条の規定を適用する。

- 2 混合用途施設で各用途の店舗面積等を合計した面積(以下「合計面積」という。)が千平方メートルを超えるものの新築については、別表第三(ア)欄の用途に応じ、同表(イ)欄の区分ごとに、それぞれ算定した同表(ウ)欄の自転車等駐車場の台数を合計した台数(当該台数に一台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた台数)を、当該混合用途施設に係る第三条の自転車等駐車場の台数とみなして、同条の規定を適用する。ただし、当該合計した台数が二十台未満であるときは、この限りでない。

(令三、一二・全改)

(施設の増築又は大規模の修繕等の場合の自転車等駐車場の設置)

第六条 指定区域内において、次の各号に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうちこの条例の施行の日(同日以後に新たに指定区域となった区域内にあっては、指定区域となった日から起算して六月を経過した日)前に建築された部分を除く。以下この項において同じ。)をすべて新築したとみなして第三条か

ら前条までの規定により算定した自転車等駐車場の台数から、現にこの条例により設置されている自転車等駐車場の台数を控除した台数の自転車等駐車場を当該施設に係る敷地等の場所に設置しなければならない。

- 一 施設の増築で当該増築後の施設の店舗面積等が別表第一(イ)欄の規模であるもの
 - 二 混合用途施設となる増築又は混合用途施設の増築で、当該増築後の施設をすべて新築したとみなして第四条又は前条第二項の規定により算定した自転車等駐車場の台数の合計が二十台以上であるもの
- 2 指定区域内において、次の各号に掲げる大規模の修繕(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。)で施設の用途の変更を伴うもの(以下「大規模の修繕等」という。)をしようとする者は、当該大規模の修繕等後の施設(当該施設のうち別表第一(ア)欄の用途に供する部分でこの条例の施行の日(同日以後に新たに指定区域となった区域内にあっては、指定区域となった日から起算して六月を経過した日)前から同一の用途に供しているものを除く。以下この項において同じ。)をすべて新築したとみなして第三条から前条までの規定により算定した自転車等駐車場の台数から、現にこの条例により設置されている自転車等駐車場の台数を控除した台数の自転車等駐車場を当該施設に係る敷地等の場所に設置しなければならない。

- 一 施設の大規模の修繕等で当該大規模の修繕等後の施設の店舗面積等が別表第一(イ)欄の規模であるもの
- 二 混合用途施設となる大規模の修繕等又は混合用途施設の大規模の修繕等で、当該大規模の修繕等後の施設をすべて新築したとみなして第四条又は前条第二項の規定により算定した自転車等駐車場の台数の合計が二十台以上であるもの

(令三、一二・改正)

(施設が指定区域の内外にわたる場合)

第七条 施設が指定区域の内外にわたるときは、当該施設のうち指定区域外の部分は、これを存しないものとみなす。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第八条 第三条から第六条までの規定により設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、市長が定める技術的基準に従い、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものとしなければならない。

(自転車等駐車場の位置及び利用方法の表示)

第九条 第三条から第六条までの規定により自転車等駐車場を設置する者は、利用者が当該自転車等駐車場を容易に利用できるようその位置及び利用方法を市長が定める方法により表示しなければならない。

(令三、一二・改正)

(自転車等駐車場の設置の届出)

第十条 第三条から第六条までの規定により自転車等駐車場を設置する者は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(適用の除外)

第十二条 この条例の施行の日以後新たに指定区域となった区域内において、指定区域となった日から起算して六月を経過した日前に施設の新築、増築又は大規模の修繕等の工事に着手した者については、第三条から第六条までの規定は適用しない。

(自転車等駐車場の管理)

第十三条 第三条から第六条までの規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車等駐車場をその設置目的に適合するよう管理しなければならない。

第三章 自転車等駐車場の建設奨励

(助成措置)

第十四条 市長は、自転車等駐車場の建設を奨励するため、次の各号に掲げる助成を行うことができる。

- 一 自転車等駐車場の建設に係る助成金の交付
 - 二 自転車等駐車場の建設に係る融資のあっせん
 - 三 自転車等駐車場の管理運営に係る助成金の交付
- 2 前項の助成は、次の各号に掲げる要件に該当する自転車等駐車場を建設し、又は経営する者で規則で定めるものに対して行う。
- 一 鉄道の駅の旅客用出入口から二百メートル以内の区域又は商業地域内にあること
 - 二 規則で定める規模以上であること
 - 三 その構造及び設備が第八条に規定する技術的基準に適合するものであること
- 3 第一項第一号及び第二号に掲げる助成は、これらを併せて受けることができない。

(建設資金の助成)

第十五条 第十三条第一項第三号に掲げる助成金の額は、自転車等駐車場の建設に要する費用の額の三分の一に相当する額(その額が規則で定める額を超える場合は、当該規則で定める額)以内の額とする。

(管理運営に対する助成)

第十六条 第十三条第一項第三号に掲げる助成金の額は、自転車等駐車場の敷地である土地に係る固定資産税及び都市計画税の額の合計額に、当該自転車等駐車場の構造に応じて規則で定める補助率を乗じて得た額とする。

2 前項の助成金の交付期間は、自転車等駐車場の建設が完了した日の属する年度の翌年度から五年度以内で、かつ、当該自転車等駐車場の構造に応じて規則で定める期間内とする。

(助成の指定)

第十六条 第十三条第一項の規定による助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、これを調査し、適當と認めるときは、助成の指定を行うものとする。この場合において、助成の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(助成の取消し)

第十七条 市長は、前条第二項の規定により助成の指定を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- 一 偽りその他不正の手段により助成の指定を受けたとき
- 二 助成に係る自転車等駐車場の建設後、規則で定める期間内にその経営を中止したとき
- 三 助成の指定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

第四章 雜則

(立入検査)

第十八条 市長は、第二章の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして施設若しくは自転車等駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第十九条 市長は、第三条から第六条まで、第八条、第九条又は第十二条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、措置命令書により行うものとする。

(平七、三・改正)

(委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第五章 罰則

(罰則)

第二十一条 第十九条第一項の規定による市長の命令に従わなかった者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

3 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

(平四、三・改正)

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十二年七月一日から施行する。ただし、第一章、第三章及び第二十条の規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第三条から第六条までの規定は、この条例の施行の日以後に指定区域内において施設の新築、増築又は大規模の修繕等の工事に着手した者について適用する。

附 則(平四、三・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成四年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平七、三・改正)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(令三、一二・改正)

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(既存の自転車等駐車場の台数の特例)

2 この条例の施行の日において現に存するこの条例による改正前の仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第三条から第六条までの規定により設置された自転車等駐車場(仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例第二条第二号に規定する自転車等駐車場をいう。以下同じ。)に係る施設の所有者又は管理者(同日において現に施設の新築、増築(改正前の条例第六条第一項各号に掲げる増築をいう。)又は大規模の修繕等(同条第二項に規定する大規模の修繕等をいう。)の工事に着手している者を含む。)は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に届け出て、当該自転車等駐車場の台数を当該施設を新築したものとみなしてこの条例による改正後の仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例第三条から第五条までの規定を適用した場合に設置しなければならない自転車等駐車場の台数とすることができる。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一(第三条、第四条、第六条関係)

(令3、12・全改)

(ア)	(イ)	(ウ)
施設の用途	店舗面積等の規模	自転車等駐車場の台数の基準
小売店舗	400平方メートル以上	20平方メートルごとに1台
銀行その他これに類するもので規則で定めるもの(以下「銀行等」という。)	500平方メートル以上	25平方メートルごとに1台
遊技場及び映画館(以下「遊技場等」という。)	300平方メートル以上	15平方メートルごとに1台
専修学校その他これに類するもので規則で定めるもの(以下「専修学校等」という。)	600平方メートル以上	30平方メートルごとに1台
事務所	2,000平方メートル以上	100平方メートルごとに1台

別表第二(第五条関係)

(令3、12・追加)

(ア)	(イ)	(ウ)
施設の用途	店舗面積等の区分	自転車等駐車場の台数の基準
小売店舗	1,000平方メートルまでの部分	20平方メートルごとに1台
	1,000平方メートルを超える部分	40平方メートルごとに1台
	5,000平方メートルを超える部分	80平方メートルごとに1台
	10,000平方メートルを超える部分	0台
銀行等	1,000平方メートルまでの部分	25平方メートルごとに1台
	1,000平方メートルを超える部分	50平方メートルごとに1台
	5,000平方メートルを超える部分	100平方メートルごとに1台
	10,000平方メートルを超える部分	0台
遊技場等	1,000平方メートルまでの部分	15平方メートルごとに1台
	1,000平方メートルを超える部分	30平方メートルごとに1台
	5,000平方メートルを超える部分	60平方メートルごとに1台
	10,000平方メートルを超える部分	0台
専修学校等	5,000平方メートルまでの部分	30平方メートルごとに1台
	5,000平方メートルを超える部分	60平方メートルごとに1台
事務所	5,000平方メートルまでの部分	100平方メートルごとに1台
	5,000平方メートルを超える部分	200平方メートルごとに1台

別表第三(第五条関係)

(令3、12・追加)

(ア)	(イ)	(ウ)
-----	-----	-----

施設の用途	合計面積の区分	自転車等駐車場の台数	
小売店舗	1,000平方メートルまでの部分	A／20台 A=1,000×(小売店舗面積割合)	
	1,000平方メートルを超える5,000平方メートルまでの部分	合計面積が5,000平方メートル未満である場合 B／40台 B= {(合計面積)−1,000} × (小売店舗面積割合)	
		合計面積が5,000平方メートル以上である場合 C／40台 C=4,000×(小売店舗面積割合)	
	5,000平方メートルを超える部分	小売店舗の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートル未満である場合 D／80台 D= {(合計面積)−5,000} × (小売店舗面積割合)	
銀行等	1,000平方メートルまでの部分	F／25台 F=1,000×(銀行等面積割合)	
	1,000平方メートルを超える5,000平方メートルまでの部分	合計面積が5,000平方メートル未満である場合 G／50台 G= {(合計面積)−1,000} × (銀行等面積割合)	
		合計面積が5,000平方メートル以上である場合 H／50台 H=4,000×(銀行等面積割合)	
	5,000平方メートルを超える部分	銀行等の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートル未満である場合 I／100台 I= {(合計面積)−5,000} × (銀行等面積割合)	
遊技場等	1,000平方メートルまでの部分	K／15台 K=1,000×(遊技場等面積割合)	
	1,000平方メートルを超える5,000平方メートルまでの部分	合計面積が5,000平方メートル未満である場合 L／30台 L= {(合計面積)−1,000} × (遊技場等面積割合)	
		合計面積が5,000平方メートル以上である場合 M／30台 M=4,000×(遊技場等面積割合)	
	5,000平方メートルを超える部分	遊技場等の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートル未満である場合 N／60台 N= {(合計面積)−5,000} × (遊技場等面積割合)	
専修学校等	5,000平方メートルまでの部分	合計面積が5,000平方メートル未満である場合 P／30台 P=(合計面積)×(専修学校等面積割合)	
		合計面積が5,000平方メートル以上である場合 Q／30台 Q=5,000×(専修学校等面積割合)	
	5,000平方メートルを超える部分	R／60台 R= {(合計面積)−5,000} × (専修学校等面積割合)	
事務所	5,000平方メートルまでの部分	合計面積が5,000平方メートル未満である場合 S／100台 S=(合計面積)×(事務所面積割合)	
		合計面積が5,000平方メートル以上である場合 T／100台 T=5,000×(事務所面積割合)	
	5,000平方メートルを超える部分	U／200台 U= {(合計面積)−5,000} × (事務所面積割合)	

備考

1 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 ア 小売店舗面積割合 合計面積に対する小売店舗の用途に供する部分の床面積の割合

イ	銀行等面積割合	合計面積に対する銀行等の用途に供する部分の床面積の割合
ウ	遊技場等面積割合	合計面積に対する遊技場等の用途に供する部分の床面積の割合
エ	専修学校等面積割合	合計面積に対する専修学校等の用途に供する部分の床面積の割合
オ	事務所面積割合	合計面積に対する事務所の用途に供する部分の床面積の割合

2 この表の(ウ)欄の面積の単位は、平方メートルとする。